

## 第一次取りまとめ 修正箇所一覧

第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則		
該当箇所	修正前	修正後
P17 1 (2) ラジオを取り巻く環境 ②経営状況	「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、 <u>中短波を中心に</u> 経営状態はますます厳しくなると考えられる。特に～」 「総じて言えば、ラジオの経営状況は、現状、先行きの見通しともに、 <u>中短波を中心に</u> 極めて厳しい状況にあり～」	「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、経営状態はますます厳しくなると考えられる。特に～」 「総じて言えば、ラジオの経営状況は、現状、先行きの見通しともに、極めて厳しい状況にあり～」 ※「 <u>中短波を中心に</u> 」という文言を削除。
P25 2 (3) 具体的な見直しの方向性 ア 議決権保有規制 (ii) 切迫した経営上の課題への対応	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的なニーズの有無を踏まえる必要があるところ、 <u>今後パブリックコメント等において上記措置へのニーズがないことが明らかとなった場合には、当該措置の実施は見送ることとし、他にどのような制度改正が考えられるかについて、引き続き慎重に検討することが適当である。</u> 」	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的なニーズの有無を踏まえる必要があるところ、 <u>取りまとめに先立ち実施したパブリックコメントにおいては、上記措置について多くの事業者等から賛成意見が寄せられたところである。</u> 」 ※パブリックコメントの結果を踏まえて修正。
P26 2 (3) 具体的な見直しの方向性 イ 役員兼任規制 (i) 切迫した経営上の課題への対応	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的なニーズの有無を踏まえる必要があるところ、 <u>今後パブリックコメント等において上記措置へのニーズがないことが明らかとなった場合には、当該措置の実施は見送ることとし、他にどのような制度改正が考えられるかについて、引き続き慎重に検討することが適当である。</u> 」	「特例措置の要否を判断するに当たっては、事業者の具体的なニーズの有無を踏まえる必要があるところ、 <u>取りまとめに先立ち実施したパブリックコメントにおいては、上記措置について多くの事業者等から賛成意見が寄せられたところである。</u> 」 ※パブリックコメントの結果を踏まえて修正。
P31 2 (3) 具体的な見直しの方向性 カ ラジオを巡る状況への対応 ②見直しの方向性	「 <u>「民間放送を取り巻く環境」</u> で概観したとおり、ラジオの経営状況は、現状、先行き見通しとも、 <u>中短波を中心に</u> 極めて厳しい状況にあり、～」	「 <u>「民間放送を取り巻く環境」</u> で概観したとおり、ラジオの経営状況は、現状、先行き見通しとも、極めて厳しい状況にあり、～」 ※「 <u>中短波を中心に</u> 」という文言を削除。

第4章 NHKのインターネット活用業務

該当箇所	修正前	修正後
<p>P39 3(1) 利害関係者等の意見 イ 国民・視聴者の意見</p>	<p>※第一次取りまとめ案のパブリックコメント結果を反映※</p>	<p>「取りまとめに先立ち実施したパブリックコメントにおいては、NHKがハイブリッドキャスト等に関して先導的役割を果たすべきとの意見や、ラジオ放送に係るインターネット活用を押し進めるべきといった、NHKがインターネットを活用して新たな業務を実施していくことについて肯定的な意見がある一方で、NHKのインターネット活用業務について、受信料収入を利用して業務範囲を拡大することに反対する意見も寄せられた。」 ※パブリックコメントの結果を踏まえて修正。</p>
<p>P40 3(2) NHKの要望事項に対する考え方 ア 基本的な考え方</p>	<p>「インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準に従うことが適当である。」</p>	<p>「インターネット活用業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準に従うことが適当である。」 ※「も含めた放送以外の個別の業務」の文言を削除。</p>
<p>P40 3(2) NHKの要望事項に対する考え方 ア 基本的な考え方 (i) 公共性が認められること</p>	<p>「公共放送であるNHKが実施しうるインターネット活用業務は、NHKと民間放送の二元体制の中で公共放送の役割として実施すべき業務であることが求められると考えられる。具体的には、国際放送や大規模災害時の報道など、民間放送事業者が実施していないものや充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきものに該当するか <u>否かを検証</u> する必要がある。」</p>	<p>「公共放送であるNHKが実施しうるインターネット活用業務は、NHKと民間放送の二元体制の中で公共放送の役割として実施すべき業務であることが求められると考えられる。具体的には、国際放送や大規模災害時の報道など、民間放送事業者が実施していないものや充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきものに該当するか <u>否か</u> といった視点で検証 する必要がある。」 ※下線部分の文言を追加し、例示であることを明確化。</p>